

# 持続可能な地方行政のあり方を巡る議論について

---

令和8年6月26日（金）  
総務省自治行政局行政課

## 2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な 地方行政体制のあり方等に関する答申 概要

- 2040年頃にかけて、人口減少が深刻化し、高齢者人口のピーク、生産年齢人口の減少幅の増大、85歳以上人口の倍増、単身高齢世帯の増加などが全国的に進行する。
- インフラが老朽化し、更新需要が高まるが、維持管理・更新のために必要な人材が減少していく。
- Society5.0の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性があるが、地方でのこれらの専門人材育成、基盤整備が課題となる。
- 地方行政はデジタル化を進め、行政手続のオンライン化、デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則の徹底、マイナンバー制度の活用、自治体クラウド、AI等の導入が必要である。
- 公共私連携では、コミュニティ組織、NPO、企業等が組織の枠を超えて地域課題解決に一層関わることや、人材育成、外部人材活用、活動資金の確保・多様化が重要となる。
- 広域連携では、市町村が強みを共有し、生活機能確保、インフラや専門人材の共同活用、災害対応、次世代人材育成、地域のスマート化に取り組む必要がある。
- 定住自立圏・連携中枢都市圏では、連携協約・連携計画に基づき、役割分担・責任の明確化、適切・円滑な合意形成を行い、取組内容の深化につながっているが、関係市町村の十分な参画を担保する仕組みが必要である。
- 都道府県は市町村の求めに応じて市町村間の広域連携の助言・調整・支援の役割を果たすことが求められるが、その広域連携が困難な場合には、自ら補完・支援の役割を果たしていくことも必要である。また、技術職員の中長期派遣体制の強化も重要である。
- 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題を、社会システムを資源制約・災害リスクに対応できるようデザインし直す好機と捉え、官民を問わず、また、国・地方を通じてさらに幅広く議論が行われ、適切な施策が実施されること期待したい。

# 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書ポイント(令和7年6月)

## 1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

## 2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす、まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高める**こと
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

<検討の視点>

- ①事務量
- ②事務内容
  - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
  - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
  - ・事務処理に求められる人材の専門性
  - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
  - ・対面や実地での事務実施の必要性
  - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
  - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育  
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策  
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
  - ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
  - ・実地検査は数年に一回であり、**日常的な実地性は高くない**。
  - ・事務処理に当たり**広域的な視点が求められるものではない**。
  - ・事業者指導については、市町村のほか**都道府県も同種の事務**を行っている。**民間にも事務受託法人が存在する**。
- ⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、**民間法人に委託**することが効果的だと考えられる。

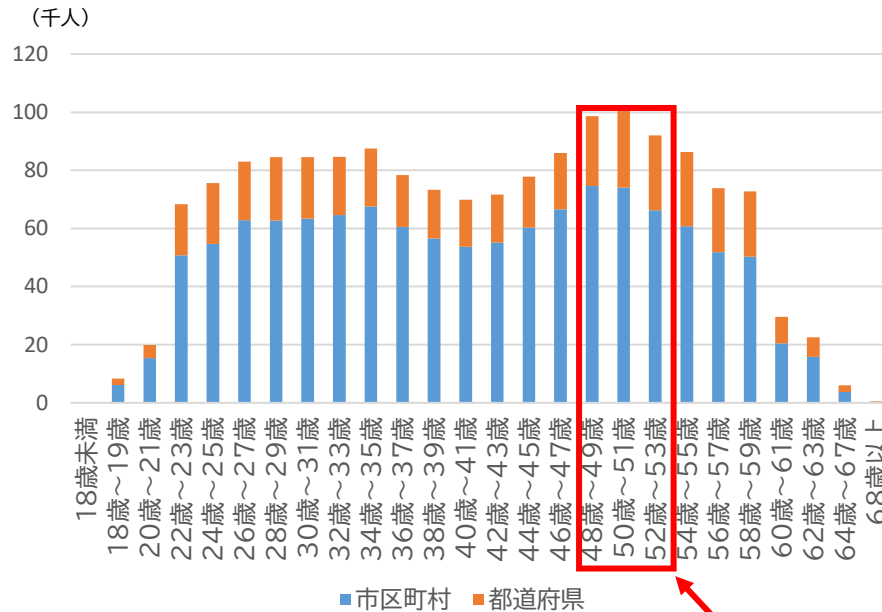
## 3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(国としても具体的な対応方策について**一定の選択肢**を提示)  
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

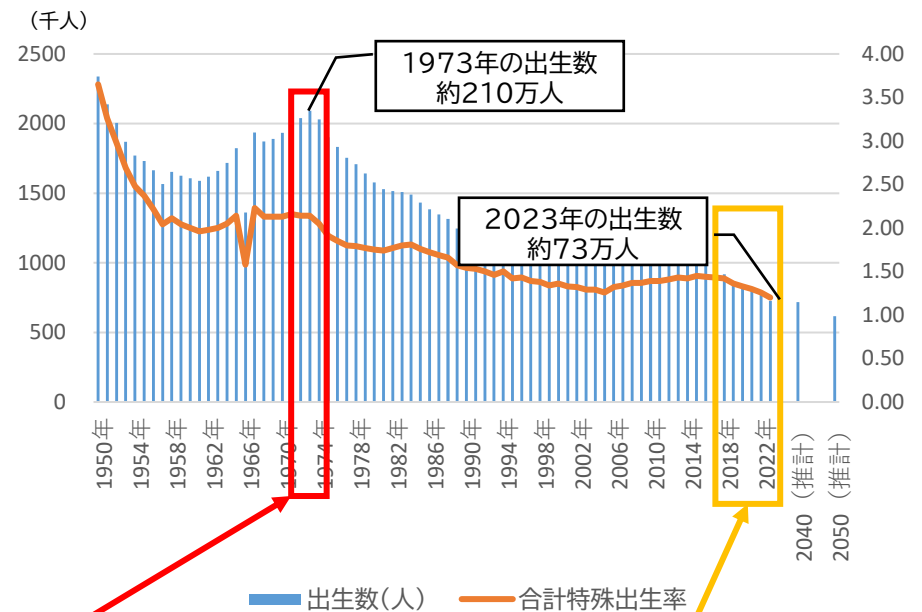
# 地方公共団体における経営資源の制約

- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

都道府県及び市町村の年齢別職員数(2023年)



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

(出典)総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

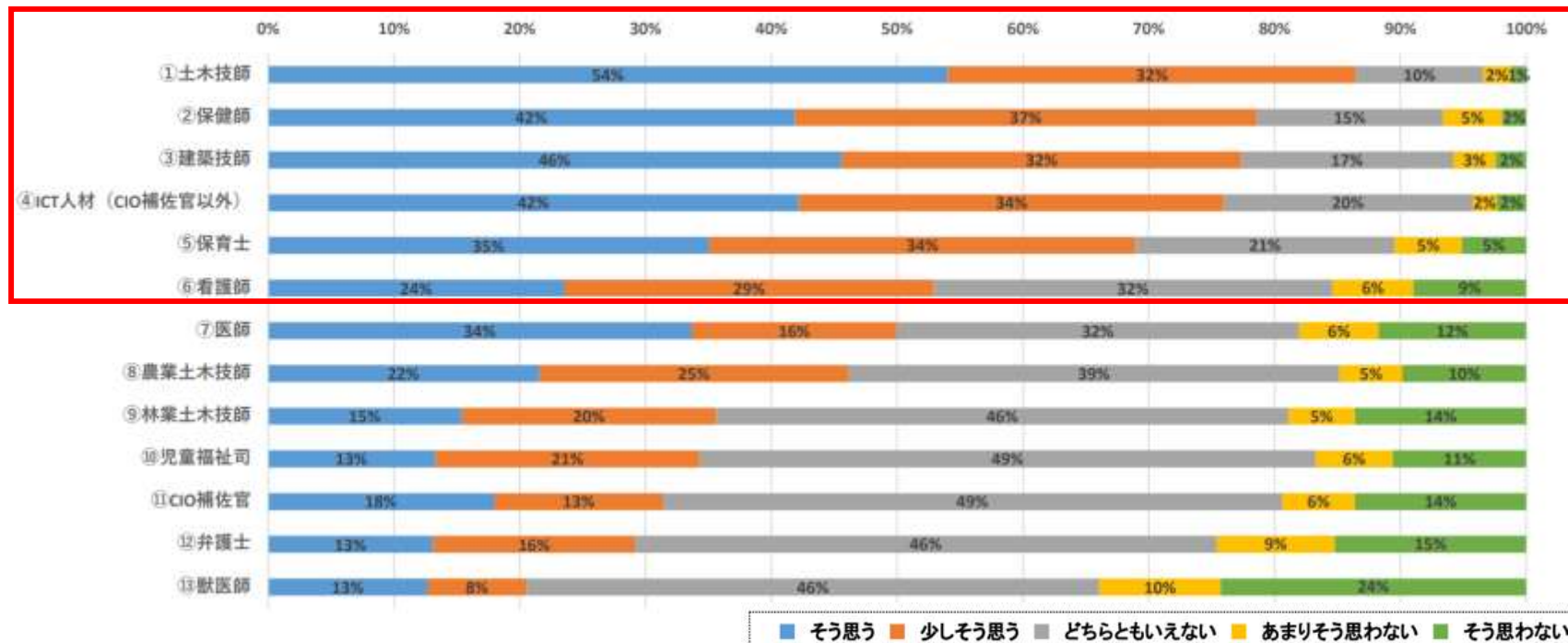
(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

# 人材確保に関する課題認識

- 地方公共団体においては、**土木技師、保健師、建築技師、ICT人材(CIO補佐官以外)、保育士、看護師等の専門技術職の確保について課題を感じている。**
- **技術職員の採用については、約半数の市町村で「応募がほとんどない」状況。**

■地方公務員行政に関する地方公共団体へのアンケートの結果 (※)全国1,011団体(都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村944団体)が回答。

問 以下の専門職、技術職について、それぞれ人材・体制確保に関して大きな課題があると思うか。



(出典) 総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料「地方公務員行政に関する自治体アンケートの結果について」

## ■市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○**技術職員採用**の課題について、調査対象市町村のうち**約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答**

- ・募集しても、**応募がほとんどない** ……**47%**(45市町村)
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない …… 9%(9市町村)
- ・採用してもキャリアパスを形成できない …… 7%(7市町村)

(出典)国土交通省 技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))を基に事務局作成

# 地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

○ 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**等に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

## ■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

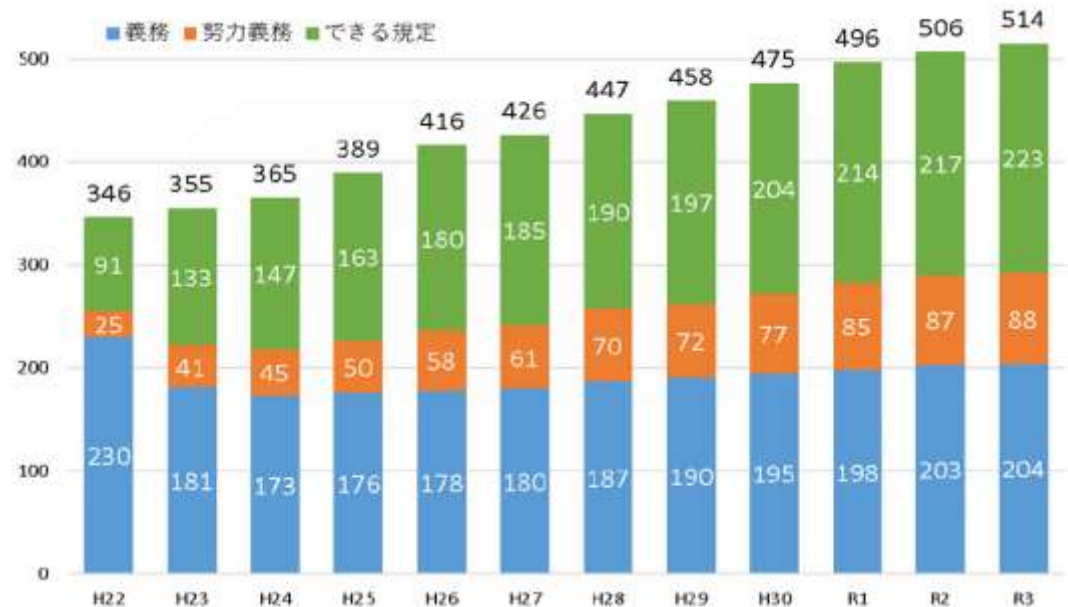
## <近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例>

- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

## ■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

- ・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- ・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
- ・在住外国人との多文化共生施策
- ・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

## ■計画等の策定に関する条項数の推移



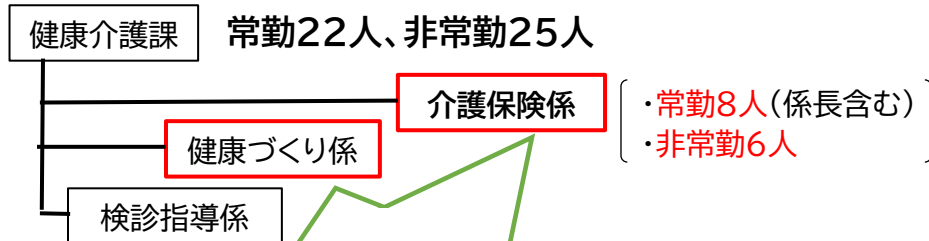
(注)地方公共団体への聞き取り等による

(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

# 市町村の事務処理体制(介護保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課、事業者指導など各業務をそれぞれ**常勤職員1人**で対応している状況が見られる(認定調査については、**認定調査員(非常勤)**を確保し実施)。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、**介護保険関連業務の全てを常勤職員1人のみで担当**している。**認定調査を外部委託**しているほか、**介護認定審査会の設置・運営を広域連合により共同処理**している状況が見られる。

## <A市(人口約5万人)>



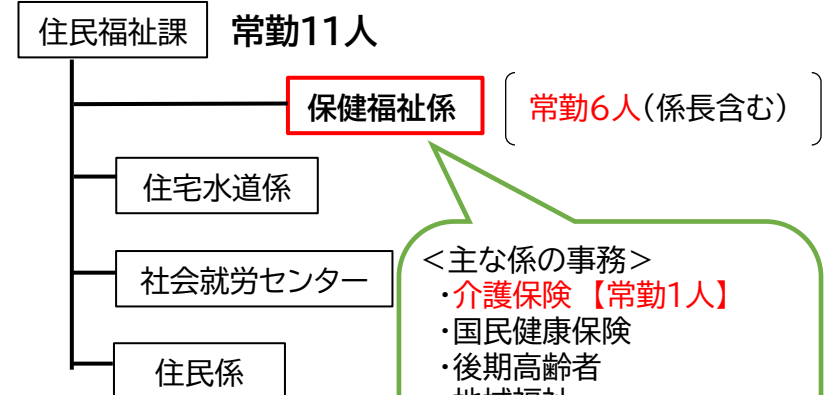
### <主な係の事務>

- ・認定審査【常勤1人、非常勤4人(うち3人は認定調査員)】
- ・介護保険料賦課【常勤1人(、副担当1人)】
- ・事業者指導【常勤1人(、副担当1人)】
- ・介護給付の適正化【常勤1人】
- ・福祉施設・用具管理【常勤1人】
- ・資格の付与【常勤1人(、副担当1人)】
- ・計画策定【常勤1人】

### <健康づくり係の事務(一部)>

- ・介護予防【常勤1人、非常勤8人】

## <B村(人口約1,500人)>



### <主な係の事務>

- ・**介護保険【常勤1人】**
- ・国民健康保険
- ・後期高齢者
- ・地域福祉
- ・障害者福祉
- ・生活保護
- ・福祉医療 等

### <業務の詳細>

- 要介護者数:1,906人、要支援者数:535人、事業所数:78か所
- ケアマネジャー資格保有者を認定調査員として任用。**年間調査数は1,200~1,300人、1人当たり所要時間は約1時間**
- **介護認定審査会**は4合議体(委員各5人)を設置しA市として**週2回開催**
- ケアプラン点検は専門知識を有する者のいる**市外事業者へ委託**(市内に委託先がない)
- 介護予防は地域が主体で実施し、そのサポートを行う。一部委託により対応
- ※ 担当者の所感としては、単純に**業務量が多く(電話・窓口対応は一人当たり毎日2時間)**、**目の前の事務の処理に追われている**状況。

### <業務の詳細>

- 要介護者:82人、要支援者:16人、事業所数:3か所
- 認定調査は社会福祉協議会に委託。**年間調査数は20人程度、1人当たり所要時間は約1時間**
- **介護認定審査会の設置・運営**は、**広域連合**(15市町村で構成)において実施(週2回、10人程度の委員で審査会を開催)
- ケアプラン点検は著しい誤りがないか目を通す程度で実施
- 介護予防は地域が主体的に実施、必要に応じて事業者へ委託

# 業務の概況と課題(介護保険)

## ①要介護認定(認定調査等)

- 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど**各業務の量が多く負担**となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、**身体機能・認知機能等の調査については、居宅訪問により対面で確認する必要がある**。
- 専門知識を有する**認定調査員の応募が少なく、確保が困難**となっている。

### 【業務の概況等】

- 調査員が**居宅訪問の上、本人・家族からの聞き取り等**を実施し、**身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査**。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求にも対応**。
- 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
- 要介護(支援)認定者数は全国的に増加しており、制度開始時(平成12年)と比較して**2.7倍**となっている。
- 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過**が見られる。(全国平均40.2日、超過団体数1,638団体)
- 調査員を募集し続けているが、**なかなか集まらない状況**。[一般市:約10万人]

### 【課題解決に向けた取組事例】

#### <共同処理>

- 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計35万人)]

#### <デジタルの活用>

※厚労省において、全国共通システム(介護情報基盤)の整備を予定している(次ページ参照)。

- タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成が可能**に。[前橋市]
- **認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化 [鶴ヶ島市、東大和市]

### 【課題解決が進まない理由・現状】

- 認定調査事務を**共同処理しているのは全国で36件、171団体にとどまる**。
- 人手が足りず、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[町村:1万人未満]
- **デジタルツールは認定業務の一部への導入に限られ**、認定業務全体としては効率化されたとは言い難い。[中核市:約30万人]
- 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界がある状況**。[一般市:約10万人]



# 業務の概況と課題(介護保険)

## ②要介護認定(介護認定審査会)

- 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの**委員の確保が困難**となっている。
- 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、**資料の準備等が負担**となっている。
- 半数以上の市町村(1,063団体)で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

### 【業務の概況等】

- 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
- 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
- 地域の医師会などの**職能団体や個人に直接依頼**し、委員を確保。[一般市:約5万人]
- 10合議体(委員各4名)により**月10回程度開催。夜間の開催が多い**。[一般市:約10万人]
- 会計年度任用職員5名(週3勤務)が**資料作成の準備等に専任**。[一般市:約10万人]

※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。

### 【課題解決に向けた取組事例】

#### <共同処理>

- 介護認定審査会事務を共同処理しているのは全国で297件、1,063団体で他の介護保険業務より多い。
- 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の**委員の確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計40万人)]

#### <デジタルの活用>

- タブレット・オンライン会議システムの活用により、ペーパーレス・リモートで開催が可能に。[常総市]

#### <事務の簡素化>

- 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、**意見が割れた案件のみを集中的に審議**する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮(1回当たり1時間から15分程度に)。[鶴ヶ島市]
- 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、**介護認定審査会で一括審査**することとし、審査を簡素化。[大川市]

### 【課題解決が進まない理由】

- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]

# 業務の概況と課題(介護保険)

## ③介護サービス等の提供事業者関係(運営指導等)

- 中規模市町村では、事業者の**運営指導にかけられる時間が限られる**とともに、**指導の機会が少ない**ことから、**ノウハウが蓄積されにくい**状況。小規模市町村では**運営指導自体が実施できていない**状況が見られる。
- 指定市町村事務受託法人※に運営指導を委託している市町村もあるが、当該**法人が近隣に存在しない**ことが多い。

※ 都道府県が指定する法人(事業者に対する文書提出の求めや質問、照会等の業務(=運営指導)を受託できる法人で、9都府県にのみ存在(独法福祉医療機構のホームページより))

### 【業務の概況等】

- 地域密着型サービス事業者等については、指定権者である市町村が、厚労省が示すマニュアルに基づき、事業所に対して毎年度計画的に**運営指導**を実施。また、不正が疑われる場合は監査を実施。
- 地域密着型サービス事業者等以外の事業者については、指定権者である都道府県が運営指導等を実施。
- 域内の事業所数は20~30か所であり、指定の有効期間(6年)の間に一度は運営指導を行うことができるよう**年間3,4か所程度の事業所を訪問して運営指導**。[一般市:約5万人]
- 域内の事業所数は6か所、**人手が足りず、事業所を訪問しての運営指導はできていない**。[町村:1万人未満]
- 事業者から請求される介護報酬に関する事務は、各都道府県の国保連に委託。

### 【課題解決に向けた取組事例】

#### <共同処理>

- 広域で運営指導を実施することにより、**一定の指導機会を確保でき、ノウハウが蓄積**できている。[一部事務組合(人口計10万人)]

#### <都道府県による支援>

- 都道府県が事業者に対して運営指導を実施する際に、同行して**運営指導の方法を共有**してもらっている。[裾野市]

#### <事業者への委託>

- 指定市町村事務受託法人に**運営指導を委託**することにより、職員の事務負担を軽減。[伊勢原市]

### 【課題解決が進まない理由・現状】

- 地域密着型サービス事業者の指定・運営指導等を**共同処理しているのは全国で34件、199団体**にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]
- 先行する**委託事例や委託先となる指定市町村事務受託法人が近隣にない**。[一般市:約5万人]

# 業務の概況と課題（介護保険）

## ④介護予防等

### ④-1 地域支援事業のうち一般住民向けの予防の取組

- 介護予防の実施に必要な**専門知識を有する職員が十分に確保できない**状況もあるが、現時点では委託先となる事業者が比較的多く、**委託を行う市町村が多い**。
- 地域の実情に応じた取組であるため、市町村が実施すべきとの認識により**共同処理を行う市町村が少ない**。

#### 【業務の概況等】

- 運動機能向上の体操教室、認知症予防のサロンなどを実施。介護事業者等への委託による実施が多く見られる。小規模市町村では、人手に余裕がなく地域の主体的な取組に委ねている場合も見られる。
- 一定の専門知識やノウハウを有する職員の確保が困難な市町村も見られるが、特定の有資格者が必須ではないため、現時点で委託先は比較的多い。ただ、将来的に介護事業者の余裕がなくなる中で委託先を十分確保できるか不安。[一般市:約10万人]

#### 【課題解決に向けた取組事例】

##### <共同処理>

- 専門知識を有する**人材の確保が容易**に。[一部事務組合(人口計15万人)]

##### <事業者への委託>

- 取組の大枠については、市で企画しているが、事業の実施・頻度など詳細の決定は**委託事業者で対応**している。[裾野市]

#### 【課題解決が進まない理由・現状】

- 介護予防を共同処理しているのは全国で2件、8団体にとどまる。
- 介護予防教室等の実施頻度や内容は、**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定しており、市町村の責務という感覚が強く、取組内容に共通性が乏しい**ので広域化によって効率化が図られない。[一般市:約5万人]

### ④-2 地域支援事業のうちケアプラン点検

- ケアプランの点検を行うことができる**専門知識を有する人材の確保が困難**。
- 委託先できる事業者が限定的であり、また、受託した**事業者も人手不足の状況が見られる**。

#### 【業務の概況等】

- ケアマネジャーの資格を有する職員等が要介護者等のケアプランを点検し、事業者が適切なサービスを提供しているかについての確認を実施。
- 事業者へ委託する市町村もあるが、**委託先にケアマネジャー等の資格を有する者が必要で委託先は限られる**。

#### 【課題解決に向けた取組事例】

##### <共同処理>

- ケアプランの点検を行うことのできるケアマネジャーの**確保が容易**に。[一部事務組合(人口計35万人)]

##### <事業者への委託>

- ケアプランの点検を行うケアマネジャーを十分に確保できないため、**直営で実施することができない分は事業者へ委託**している。[裾野市]

#### 【課題解決が進まない理由・現状】

- ケアプラン点検を共同処理しているのは全国で32件、184団体にとどまる。
- 業務が忙しく、共同処理について他団体と検討する余裕がない。[一般市:約10万人]
- **受託事業者も人手不足**であり、現時点以上の業務量を実施することができないと言われている。[一般市:約5万人]

# 介護保険事務全般に係る共同処理の例

**福岡県介護保険広域連合** 33市町村(圏域人口計約70万人)で構成

- 介護保険制度開始に当たり平成11年に設立。

## 【組織体制】

- ・ 本部と生活圏域ごとに設置した8つの支部で**介護保険事務のほぼ全て※を共同処理**。ごく一部の業務のみ構成市町村が担う。 ※ **計画策定、認定調査、審査会運営、事業者の指定・指導、介護報酬の支払、保険料の賦課・徴収、地域支援事業(一部)**など
- ・本部:3課33名。介護保険料の決定、介護給付費の支払い等、介護保険事業全般の管理業務を実施。
- ・支部:8支部164名(認定調査員89名を含む)。認定・調査、給付限度額の管理等、主に介護保険の認定と給付に関する業務を実施。

## 【各事務の概況】

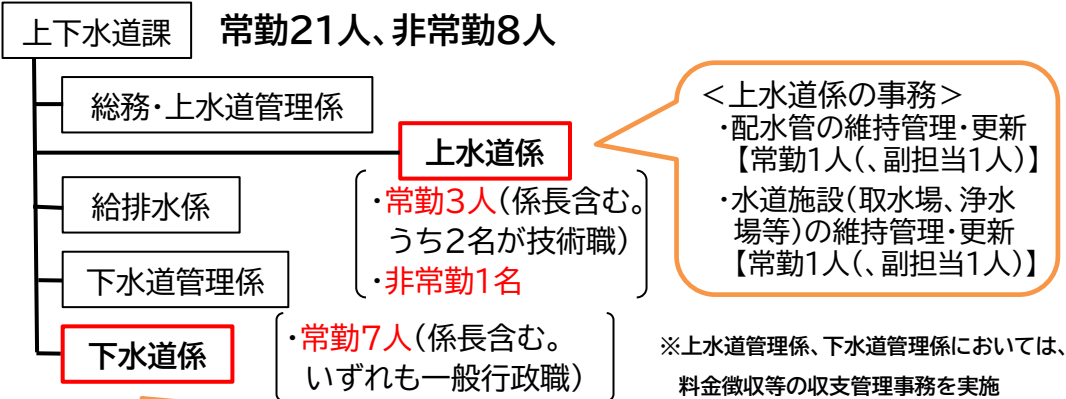
- ・**調査・審査会**:審査会は88合議体(委員:5名)で**年間で合計1,500回**ほど開催。**認定調査員、審査会委員の確保に概ね課題は無く、業務が回らない状況にはない。**
- ・**事業者指導**:専門の係を設置し、517事業所のうち**年間100件程度の運営指導を実施するためノウハウが蓄積され、必要に応じて監査も実施。**
- ・**介護予防**:要支援者等を対象とした取組は広域連合が実施しているが、一般住民向けの体操教室や認知症カフェなど**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定する必要があって共通的な部分が少ないものは構成市町村が実施。**

多くの介護保険業務を共同処理することで、調査員や審査会委員等の**人材の安定的な確保**が可能となるとともに、処理件数の増加による**ノウハウの蓄積が可能**となるなど**スケールメリットが発揮**されている。

# 市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など各業務を分担して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に技術職複数名を充てている状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当している状況が見られる。

## <A市(人口約5万人)>



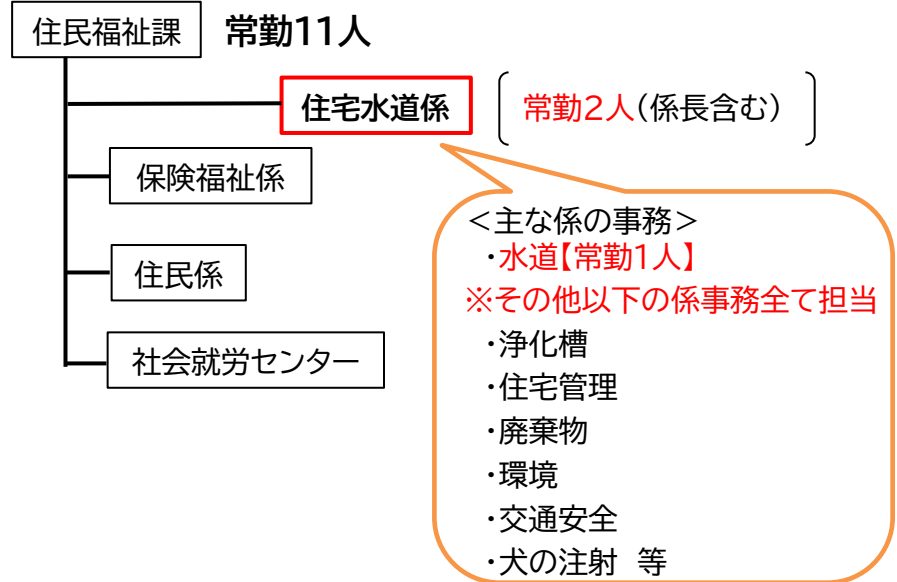
<上水道系の事務>  
 ・配水管の維持管理・更新【常勤1人(、副担当1人)】  
 ・水道施設(取水場、浄水場等)の維持管理・更新【常勤1人(、副担当1人)】

<下水道系の事務>  
 ・管渠の新規敷設、最終処理場の機械更新、浄化槽の管理【常勤3人】  
 ・管渠の維持管理【常勤1人】  
 ・ポンプ場・最終処理場・農業集落排水管渠の維持管理【常勤1人】  
 ※上記全ての事務をサポート【常勤1名】

### <業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
  - 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
  - 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%
- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
  - 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

## <B村(人口約1,500人)>



### <業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所
- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
  - 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:一
- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。

汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合  
 下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合 3

# 業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化**が進められている例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)による受託や技術的支援等**も行われている(代行は少数。)

**【主な役割分担】** 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

## 【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。法定耐用年数を経過した水道管の増加に伴い、**漏水の発生件数**が増加。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある**。

## 【課題解決に向けた取組】

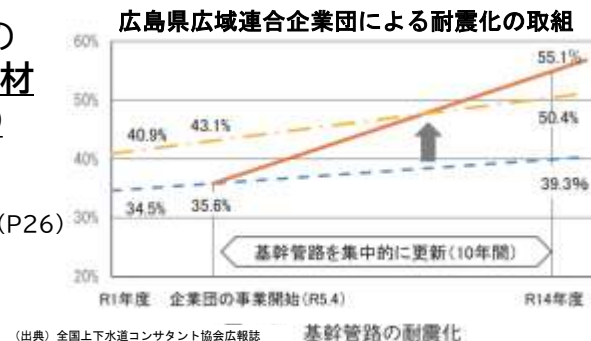
- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。

◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合**し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。

\* 都道府県は水道基盤強化計画を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)

◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立**し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援することとしている。

- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託**(R5実績:479箇所)や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)





## <取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあつては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

# 事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

|                |  | 水道事業に係る事例  | 下水道事業に係る事例  |
|----------------|--|--|---|
| 市町村同士の事業統合等    | 市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立<br>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中空知広域水道企業団</li> <li>・群馬東部水道企業団</li> <li>・秩父広域市町村圏組合</li> <li>・燕・弥彦総合事務組合</li> <li>・淡路広域水道企業団</li> <li>・佐賀西部広域水道企業団 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日立・高萩広域下水道組合</li> <li>・坂戸、鶴ヶ島下水道組合</li> <li>・皆野・長瀬下水道組合</li> <li>・君津富津広域下水道組合</li> <li>・木曾広域連合 など</li> </ul> ※ 上記は <b>いずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。</b> |
| 都道府県と市町村の事業統合等 | 都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立<br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県広域水道企業団</li> <li>・かずさ水道広域連合企業団</li> <li>・奈良県広域水道企業団</li> <li>・広島県水道広域連合企業団</li> </ul> ※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。      | 事例なし<br>※事業統合等にまで至らないものの、 <b>秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。</b>   |

# 各行政分野における課題等を踏まえた検討

## 介護保険

- 介護認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやり取りについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

## 上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

# 課題に応じた対応方策の検討の視点①

## 事務への着目

### ①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

### ②事務内容

#### 事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

#### 国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

### ③事務処理に必要なリソース

#### 事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

#### 事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

## デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変え得る。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

# 課題に応じた対応方策の検討の視点②

## 事務への着目(続き)

### ④その他事務処理のあり方

#### 対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

#### 事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狭域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮を要する事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

#### 行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのか、事務処理の主体の検討の要素に。

## デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

# 第34次地方制度調査会について

- 地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する審議会であり、**令和8年1月19日に第34次地方制度調査会が立ち上げられ、総理より以下の事項について諮問。**
- 委員は、**国会議員(6名)、地方6団体の代表(6名)及び学識経験者(18名)の計30名で構成されており、2年の任期**の中で、諮問事項に対する対応方策について議論。

## 諮問事項

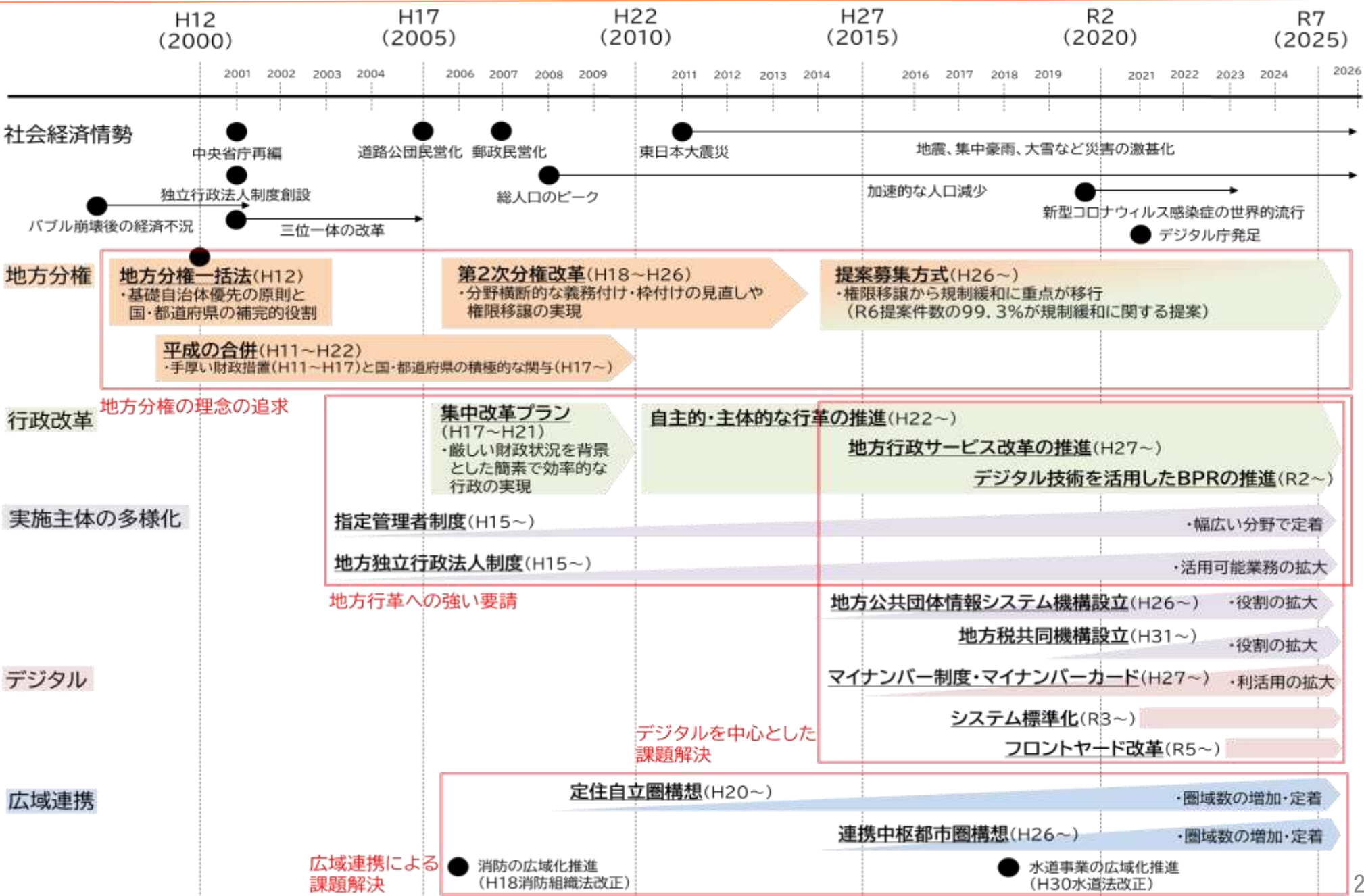
人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制**その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

## これまでの審議状況

※専門小委員会は、学識経験者（18名）で構成

|           | 開催年月日     | 内容   |
|-----------|-----------|--|
| 第1回総会     | 令和8年1月19日 | ○ 会長・副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交等                               |
| 第1回専門小委員会 | 令和8年2月18日 | ○ 自由討議   |
| 第2回専門小委員会 | 令和8年3月6日  | ○ ヒアリング（役割分担①）<br>・厚生労働省、国土交通省、高橋滋 法政大学教授              |
| 第3回専門小委員会 | 令和8年3月30日 | ○ ヒアリング（役割分担②）<br>・消費者庁、長野県、沖縄県、秋田県大館市、青森県中泊町          |
| 第4回専門小委員会 | 令和8年4月15日 | ○ ヒアリング（大都市地域の行政体制）<br>・関西広域連合、神戸市（指定都市市長会）、熊本県（全国知事会） |
| 第5回専門小委員会 | 令和8年5月13日 | ○ 審議項目案の議論   |
| 第2回総会     | 令和8年5月20日 | ○ 審議項目の決定  |
| 第6回専門小委員会 | 令和8年6月17日 | ○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について                                 |

# 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る主な取組について



# 国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

## 地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

### 役割分担の原則

#### <市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。  
(第27次地審調答申(平成15年11月))

#### <国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。  
(地方自治法第1条の2第2項)
- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。  
(地方自治法第2条第5項)

### デジタル技術の活用

#### <情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

## 社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

#### <簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。
  - ・指定管理者制度の普及・定着
  - ・郵便局への委託可能事務の拡大
  - ・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し

・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置

・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル

・eL-QR

・証明書等のコンビニ交付 等

## これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

#### <行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっている。

# 国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

## 地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

### 主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

## 社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。
  - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
  - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。
  - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。
  - ・港湾法の一部改正 等

## これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

### 政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。
  - ・地方六団体への事前情報提供制度
  - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。
  - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。
  - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

# 都道府県単位で事務を処理することとしている例

- 後期高齢者医療制度では、財政運営の安定化や責任主体の明確化等の観点から、法改正により、**都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合の設置が義務付け**られた。
- 市町村が資格管理や保険料の決定等の多様な業務を担う国民健康保険制度では、**国民健康保険団体連合会が都道府県単位で設立**され、診療報酬の審査支払業務等を担っている（**国保分野以外の業務も委託**を受け実施）。
- また、安定的な財政運営等の観点から、法改正により財政運営の責任主体が**都道府県**に変更された。

## 広域連合設置義務化（後期高齢者医療） - H18 老人保健法（現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」）改正 -

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の医療費増大が見込まれる中、**安定した財政運営**を行うことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

○ 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。

※ 平成19年3月30日までに、全都道府県において後期高齢者医療広域連合が設立。

⇒ 後期高齢者医療広域連合において保険料の徴収や、医療給付を実施

## 国民健康保険団体連合会

- 国民健康保険の**保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して**、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として**都道府県単位で設立**。

### 国民健康保険分野の主な業務

- ・ 診療報酬の審査支払業務
- ・ 公費負担医療の審査等
- ・ 保険者事務の共同事業
- ・ 保健事業関係業務 等

- さらに連合会に対して、**国民健康保険分野以外の事務**も委託できるよう、順次、法改正が行われた。

### 国民健康保険分野以外の業務（例）

#### 【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

#### 【介護保険】

- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

#### 【障害者総合支援】

- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

## 主体の都道府県化（国保）

- H27 国民健康保険法改正 -

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要な状況。

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。

- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

### 都道府県と市町村の役割分担

| 都道府県の主な役割   | 市町村の主な役割   |
|---|--|
| ・ 財政運営の責任主体   | ・ 国保事業納付金を都道府県に納付<br><small>（国保法第10条第1項）</small> |
| ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進                      | ・ 資格を管理（被保険者証等の発行）                               |
| ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表                                | ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定<br>・ 保険料の賦課・徴収              |
| ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い<br><small>（国保法第10条第2項）</small> | ・ 保険給付の決定・支給                                     |

（出典）厚生労働省ホームページ

（備考）各府省HP・「時の法令」をもとに事務局作成

# 法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

## 都道府県の役割の明確化（消防）

- H18 消防組織法改正 -

### <制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

### <手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



### <制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和6年4月時点)。

## 都道府県の役割の明確化（上水道）

- H30 水道法改正 -

### <制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で**経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

### <手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



### <制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**3府県**(令和7年12月時点)。

# 地方共同法人等の活用

- 住民との近接性が求められず、かつ、全国で統一的な処理が可能なものについては、**地方公共団体が共同して運営する地方共同法人等**が業務を担っている例があり、その範囲も拡大傾向にある。

## 地方税共同機構(LTA)

### 法人形態

地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

### 主な業務

- ・eLTAXを通じた地方税の納付

【利用件数・金額】

|    | 納付件数(万件) | 納付額(兆円) |
|----|----------|---------|
| R4 | 1,215    | 4.48    |
| R5 | 8,193    | 11.95   |
| R6 | 9,684    | 16.06   |

⇒令和8年9月から、地方税以外の公金の収納を開始

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)

【利用件数】 (万件(%))

|    | 新車新規サービス利用 | 継続検査サービス利用  |
|----|------------|-------------|
| R4 | 137(56.1)  | 952(57.5)   |
| R5 | 158(59.9)  | 1,031(64.1) |
| R6 | 173(64.8)  | 1,099(68.1) |

(注)括弧内は全体件数に対するOSS利用割合

### 職員数

81名(令和7年7月時点)

### 予算規模

約179億円(令和7年度予算における事業費)

## 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

### 法人形態

地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人※

※ 令和3年の法改正により地方共同法人から転換

### 主な業務

- ・マイナンバーカードの発行  
【保有枚数】 1億221万枚(令和8年3月時点)
- ・全地方公共団体が接続するシステム(公的個人認証サービス、住基ネット、LGWAN)の運営
- ・証明書のコンビニ交付サービス  
【導入団体数】 1,383団体(1億1,940万人)(令和8年4月時点)  
【コンビニ交付を利用した住民票の写し※の交付件数】

※住民票記載事項証明書を含む

| 年     | R元       | R2       | R3        | R4        | R5          | R6          |
|-------|----------|----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 万件(%) | 222(3.4) | 346(5.6) | 627(10.3) | 943(15.6) | 1,456(26.2) | 1,823(33.7) |

(注)下段の括弧内は窓口を含めた全交付数に対する割合

### 職員数

360名(令和8年4月時点)

### 予算規模

約3,777億円(令和8年度予算における事業費)

# 「人材のプール機関」としての日本下水道事業団の役割

- 日本下水道事業団は、高度な専門技術を持つ職員をプールし、地方公共団体に代わって全国の下水道施設の設計や建設を支援。
- 地方公共団体の委託に基づき、下水処理場や雨水幹線管路などの建設を代行し、これまで全国で1,500箇所以上の下水処理場の建設事業に関与。(日本の下水処理場の約7割に相当。)
- 令和7年には、日本下水道事業団が、被災した水道施設(浄水場等の基幹施設)の修繕や復旧工事を行うことができる特例を水道法で新たに規定。
- 一方、日本下水道事業団においても人材確保が課題となっている状況。

## ▼ 日本下水道事業団の概要

### 下水処理場の設計・建設実績

約 **1,531** 箇所

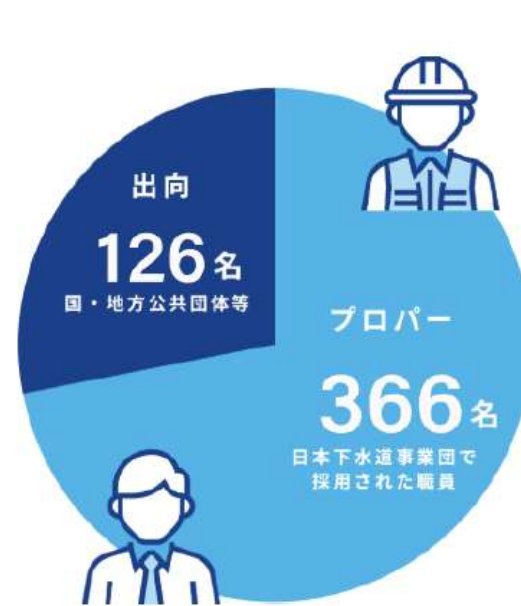


R7.3 時点

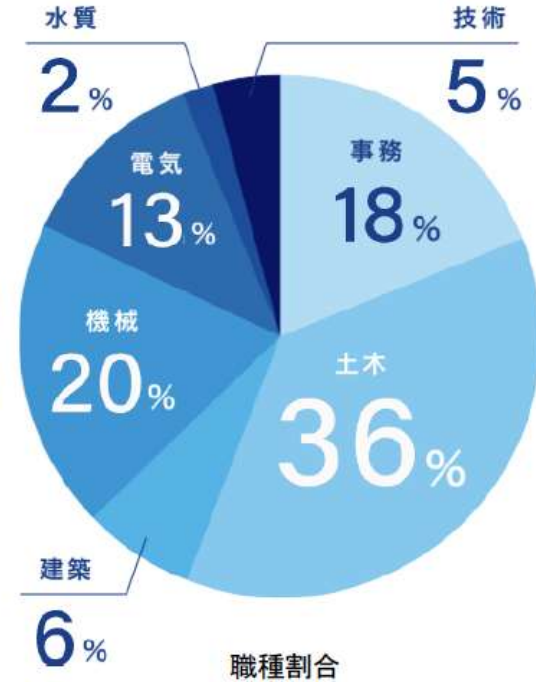


| 主な事項             | 最新のデータ                          | ポイント                          |
|------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 事業規模<br>(R7年度予算) | 約 <b>2,447 億円</b>               | 日本の下水道予算の約 <b>1.4 割</b>       |
| 技術基準類<br>の整備     | 約 <b>100</b> の技術基準類             | 日本のデファクトスタンダード                |
| 地方公共団体<br>職員の育成  | のべ約 <b>91,000</b> 人が<br>JS研修を受講 | 自治体の技術力アップに貢献                 |
| JS職員の技術力         | のべ <b>80</b> 人以上の<br>「技術士」資格保有者 | 技術系職員の <b>6</b> 人に <b>1</b> 人 |
|                  | 約 <b>20</b> 人の一級建築士             | 建築職職員の <b>4</b> 人に <b>1</b> 人 |
| 海外への<br>技術貢献     | のべ <b>100</b> 人以上の職員を<br>海外派遣   | H23より国際関連業務も本格着手              |

## ▼ 「人材のプール機関」としての役割



出向職員を含む様々な職員から構成



# 地方独立行政法人制度

- 地方公共団体において経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するために、業務の性質に応じて民間委託や地方独立行政法人制度の活用等が進められてきた。

## 地方独立行政法人の概要

- 国における独立行政法人制度の整備等を踏まえて平成15年に地方独立行政法人制度を創設。地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業の効率的・効果的な実施が目的。
- 制度創設時は右図の①～⑤が対象業務であり、②について、平成19年に公立高等専門学校、平成28年に大学等の技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資業務を追加。
- また、⑥について、平成30年には、一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であった申請等関係業務(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のうち定型的なもの)を対象業務に追加。

### 対象業務

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 試験研究            | (11法人) |
| ② 公立大学【H19, 28拡大】 | (85法人) |
| ③ 公営企業型           | (68法人) |
| ④ 社会福祉事業          | (1法人)  |
| ⑤ 博物館、動物園         | (2法人)  |
| ⑥ 申請等関係事務【H30追加】  | (2法人)  |

※カッコ内は令和7年4月1日現在の法人数(計169法人)

## 申請等関連業務を行う地方独立行政法人

- 名称:地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター
- 設立時期:令和4年10月1日
- 設立団体:大阪府泉佐野市
- 対象業務:主な実施業務は以下のとおり。

### ◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、国民年金、おくやみ窓口、要介護認定要支援認定申請、児童手当、こども医療、上下水道減免申請、総合案内等

- 名称:地方独立行政法人名護市行政事務機構
- 設立時期:令和6年8月1日
- 設立団体:沖縄県名護市
- 対象業務:主な実施業務は以下のとおり。

### ◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、自動車臨時運行許可、個人番号カード、旅券、国民年金、おくやみ窓口等、電話交換、総合案内

※民間委託では細分化せざるを得なかった一連の事務を、地方独立行政法人が一括して実施することが可能となった。

# 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

○ インフラ分野では、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」が推進されている。

## <包括民間委託と「群マネ」>

- ・インフラや施設の修繕・維持管理等の業務をまとめ、ノウハウのある事業者へ委託(包括的民間委託)。
  - ・群マネは、複数自治体や複数分野のインフラを「群」として捉え、効率・効果的にマネジメントする考え方。
- ⇒ 従前の包括的民間委託の領域を越えた広域連携や多分野連携の取組が進められている。

|       | 単一分野のインフラ     | 多分野のインフラ |
|-------|---------------|----------|
| 単自治体  | 従前の包括的民間委託の領域 |          |
| 複数自治体 | 新たな群マネの領域     |          |

## ○「群マネ」の種類

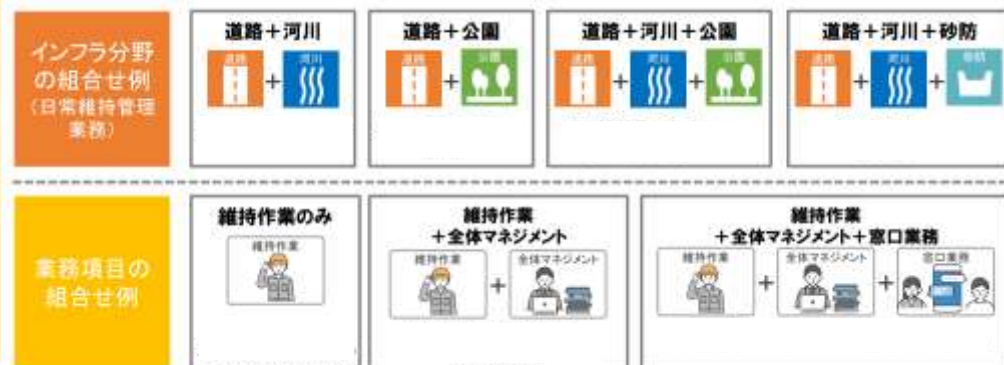
### <広域連携の群マネ>



### <事業者の束>



### <他分野連携の群マネ>



### <プロセスの束>

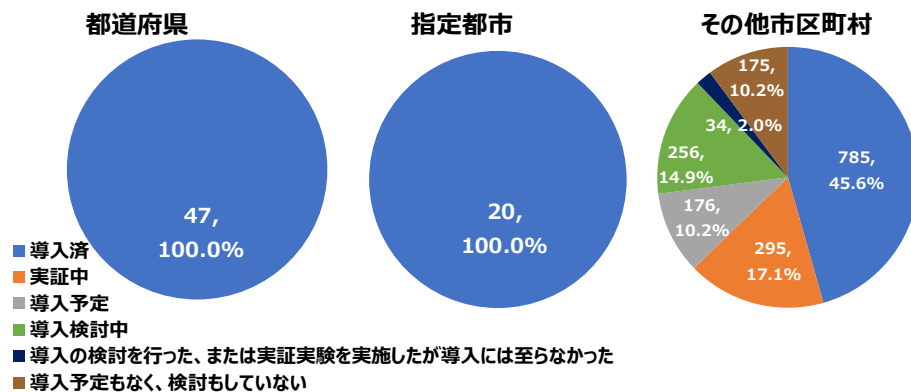


# 地方公共団体における生成AIの活用状況

## 地方公共団体における生成AIの活用について

- 地方公共団体においても生成AIの実証実験・導入が急速に進んでいる。
- 地方公共団体の業務における生成AIの活用においては、①生成物の正確性への懸念、②デジタル人材の不足、③要機密情報の流出の懸念等といった課題がある。
- 総務省では、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉」において、生成AIの利用方法や具体的な利活用事例、利用における留意事項等を紹介している。

## ◆地方公共団体における生成AIの実証実験・導入状況




## 地方公共団体における生成AIの活用事例

### 生成AIによる電話問合せ対応の自動化(福岡県北九州市)

#### <取組の概要>

- 電話の問合せ対応を生成AIで自動化することで窓口業務等に集中できる環境を整備。
  - ・ 電話による市民課への問合せに対する一次対応を全て生成AIで実施
  - ・ 登録されたナレッジで対応できない場合は、用件をまとめて職員に転送

#### <効果>

- 従来職員が対応していた電話のうち、**約4割は生成AIで対応が完了**。職員が窓口業務等に注力できている。
- 自動応答終了後の簡易アンケートでは、**約8割の利用者が「分かりやすい」、「便利」、「特に問題なし」といった肯定的な反応**。  <<電話対応AI>>

### 福祉相談業務への生成AI活用(茨城県)

#### <取組の概要>

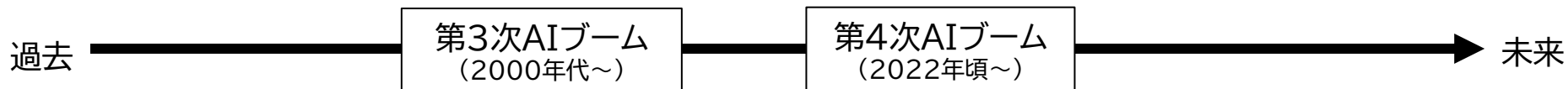
- 福祉相談業務にクラウドストレージサービスと生成AIを活用し、最適な支援メニュー提案や訪問調査時等の記録作成により、支援の質向上を実現。

#### <効果>

- 要支援者の情報を生成AIに参照させることで、ニーズを把握・分析し、**その場で最適な公的制度、支援メニュー、相談支援機関等を案内することが可能**になり、支援の質が向上。
- **相談記録の作成時間が減少し、相談者の話を聞く時間を増やせる**ため、相談者の安心感の向上に繋がる。

# AIの活用に関するこれまでの経緯と今後の展望

- 人工知能(AI)はその歴史の中で、ルールベース、機械学習、生成AIと進化してきたところであり、それぞれの特性や用途に応じて自治体の現場で活用されている。
- 一方、自律的なAI、いわゆるAIエージェントの活用が民間企業で始まっており、自治体における活用や管理のあり方が問われつつある。



|      | ルールベース                                   | 機械学習                                     | 生成AI                                    | AIエージェント                               |
|------|--|--|---|--|
| 機能   | 事前に定めたルールに基づいて探索と推論を実施                   | データから自動的にパターンやルールを学習                     | 指示に基づいてテキスト、画像、音声等を自動生成                 | 特定の目標を達成するため、環境を感知し自律的に行動              |
| 活用事例 | 保育所入所選考の自動マッチングにより、希望を考慮した割り当てを実施（さいたま市） | 航空写真分析で家屋の異動候補を抽出し、固定資産税の課税対象を把握（埼玉県川越市） | 福祉相談業務で最適な支援メニュー提案や記録作成を行い、支援の質を向上（茨城県） | 顧客管理を行う中で最適な商品・サービスを選定し、営業メールを送信（民間企業） |

※活用事例は各技術を実装している近年の事例を記載している。

